

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法の第2条第3号では「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と曖昧な規定によって定義されているのも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。ところが、最近では2009年6月に女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕された事件</p> <p>(http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html 参照)など、警察による法律の拡大解釈や恣意的運用が止まることを知らず、現行法の運用に関してもインターネット利用の全てが危険な状態に置かれているのである。</p> <p>そのような危険な状況でありながら、自民党と公明党は児童ポルノ規制法の規制強化を企て「自身の性的好奇心を満たす目的」という主観的要件のみで児童ポルノ所持を禁止にするという単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出した。民主党は危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行なわれた。しかし、第171回国会が解散したことによってこれらの法改正案は一旦廃案となった。ところが、自民公明両党が再提出をして今なお継続審議とされている。現状として、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けかねられないと言う危険な状態に変わりはないのである。</p> <p>また、2009年6月には警視庁や総務省などの規制を行なう側の官庁が絡む形となり、実質検閲と変わりがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会を発足。この協議会では児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募も行われ、またさらに2010年7月には内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられた。</p> <p>児童ポルノ規制の問題として自民公明など規制を推進する側は単純所持規制だけでなくアニメや漫画、ゲーム等の架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されることがあるがこのような対象の拡大は児童保護という当初の法目的を大きく逸脱しており異常規制に他ならないのである。アニメや漫画、ゲームなどの架空の表現でいくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的証拠は一つもない。未だにこの点については単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査だけであり、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならないのである。また、どんな法律に基づく権利であっても権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作</p>

物・表現に対する規制は何をもっても正当化されないのである。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されないのである。

単純所持規制も創作物規制も両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に議論の末に除外された規制である。いくら規制推進派が何を言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法変化の事実の変化は何一つない。

児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは現行でも過度に広範であり、違憲の誹りを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである

次にサイトブロッキングであるが、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいてインターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことなのである。さらにいくら中間に団体を介そうとしても、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。

これはこのようなリストに基づくブロッキングが自主的な民間の取組という名目で取り繕おうとしても憲法に規定されている表現の自由や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題ではない。表現の自由には知る権利や情報アクセスの権利も含まれている。

このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府においては児童ポルノを対象とするものにしろ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにすべきである。

ブロッキングに関する広報や啓発を行なう必要があるのであれば、現時点では権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らし合わせ問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

次に国際動向についてだが、2008年11月にブラジルの都市リオデジャネイロにて行なわれた児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない宣言（いわゆるリオデジャネイロ宣言）を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化の正当化をすることなどあってはならないのである。児童ポルノ規制に関しては、2008年にアメリカにてFBIが偽リンクによる罠捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノをダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用を行なった

(http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/参照)

また、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が崩壊しており

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html> 参照)

また、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされた事件

(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html> 参照)

など非人道的なことが行なわれた例がある。また、西欧キリスト教諸国では単純所持規制を導入して先に挙げた例のようなことが行なわれているのである。

しかし、欧米では情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されており、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入に反対している

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml> 参照)

など注目されるべき点がある。

また、スイスにおいては最近発表された調査で2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)

政府・与党内の検討において、このような国際動向も取り上げるべきであり、先に挙げたリオデジャネイロ宣言だけを見るといった一方的な見方で国際動向を決めつけるべきではない。

そして児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制

	<p>を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきである。また、最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあつてはならないことであると日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>最後に児童ポルノ排除対策ワーキングチームについてだが、2010年5月27日から6月7日に行なわれた児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間は実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、さらに結果の概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えたのである。</p> <p>このワーキングチームについては議事録や議事の進め方、対策のとりまとめ方等の点で不透明であり問題だらけのこのようなチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外であり、このような検討しかできず実質出来レースであり密室で政策の談合を行なうワーキングチームは即刻解散すべきである。</p> <p>しかし、今後児童ポルノ規制について何らかの検討を行なうのであれば、その検討会は下位グループまで含め全て開催の度数日以内に速やかに議事録の公表をし、また有識者には表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家や児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等と呼ぶこと。危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取ること。提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う ・ 児童ポルノを対象とするものにしろ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する ・ 児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきであること、最も根本

的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体が通信の秘密や情報アクセスの権利でありプライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける

- ・内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散して、サイトブロッキングの導入に関する検討を停止する